

三田市立図書館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 (入館者の制限)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を制限することができる。</p> <p>(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 施設、設備、器具又は資料を損傷するおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他館長が館の管理運営上、入館を不相当と認める者</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に規則で定める。</p>	<p>第1条～第6条 省略 (利用又は入館の制限)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を制限し、又は入館を制限することができる。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)又は資料を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他館長が図書館の管理運営上、不相当と認めるとき。 (損害賠償義務)</p> <p>第8条 図書館を利用し、又は入館した者(以下「利用者等」という。)は、その責めに帰すべき理由により、施設等若しくは資料を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 利用者等が前項の規定による義務を履行しない場合は、教育委員会がこれを代行し、これに要した費用を利用者等から徴収する。 (指定管理者による管理)</p> <p>第9条 図書館の管理は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 図書館の利用及びその制限に関する業務</p> <p>(2) 第4条に規定する事業(図書館の備品とする資料の収集を除く。)の実施に関する業務</p> <p>(3) 図書館の施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</p> <p>3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは、「指定管理者」とする。 (規則への委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に規則で定める。</p>